## 北九州市立消費生活センター あんしんサポートニュース

## 悪質な点検商法に気を付けて!

## <相談事例>

近くで工事をしているという事業者が来訪し「お宅の屋根がずれているのが見えたので、 点検しましょうか。」と言うので、依頼した。その事業者から傷んだ屋根や外回りの写真 を見せられ、修理工事契約を結んだところ、家族から「点検商法ではないか」と心配さ れた。念のため、以前から世話になっている大工さんに見てもらうと「最近、点検と言 って屋根に上り、故意に壊して写真を撮る事業者がいるので、気を付けて」と言われた。 (70歳代男性)

## **〈アドバイス〉**

- ●点検箇所を故意に壊して撮影し、勧誘する悪質なケースがあります。 突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。
- ●点検後に修理を勧められても、その場では契約しないようにしましょう。 別の専門家に確認をとったり、複数の事業者から見積もりを取ること が大切です。
- ●家族や周囲の人は、不審な人物の訪問がないか、 見慣れない書面等がないかなど、高齢者の様子 に気を配りましょう。
- ●工事終了後でもクーリング・オフできる場合があります。 困ったときは消費生活センターに相談してください。



北九州市立消費生活センター(ウェルとばた 7F)

**☎**861−0999

小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1月】

**5**582-4500

**小倉南相談窓口【**小倉南区役所3F】

**8**951-3610

八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】

**5**641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、まずは消費生活センター ☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン全188(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



みもりん